○勝浦市中小企業資金の融資に関する条例

平成６年４月１日

条例第１０号

（目的）

第１条　この条例は、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号。以下「法」という。）及び千葉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証に基づき、金融機関から中小企業者に対し、その事業に要する資金の融通を円滑にするとともに当該融資に係わる利子の一部を補給し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者　法第２条第１項に規定するもののうち、市内に店舗、工場、事業場又は営業場等を有する者をいう。

(2) 小規模企業者　法第２条第２項に規定する小規模企業者のうち、市内に店舗、工場、事業場又は営業場等を有する者をいう。

(3) 運転資金　原材料、商品の購入等に要する資金をいう。

(4) 設備資金　店舗、工場、倉庫等の新築、増改築及び各種機械設備等の購入に要する資金をいう。

(5) 事業資金　中小企業者が事業の経営上必要とする運転資金及び設備資金をいう。

(6) 小口零細企業保証資金　小規模企業者が事業の経営上必要とする資金のうち、国が責任共有制度要綱に定める小口零細企業保証制度に係る保証の適用を受ける運転資金及び設備資金をいう。

（貸付要件）

第３条　前条第５号及び第６号に掲げる資金の貸付けを受けることのできる中小企業者及び小口零細企業保証資金の受けることができる小規模企業者は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、市長の承認を受けたものでなければならない。

(1) 市内で同一事業を１年以上営んでいること。

(2) 市税を滞納していないこと。

（資金の種類等）

第４条　資金の種類、融資限度額、融資期間及び償還方法は別表のとおりとする。

（金融機関）

第５条　資金の貸付けを行う金融機関は、市長が別にこれを指定する。

（利率）

第６条　貸付利率は、市長が指定する金融機関との間において定めた利率とする。

（利子補給）

第７条　市長は、この条例の規定により融資を受けた者に対し年利３パーセント以内の利子補給を行うことができる。

（連帯保証人及び担保）

第８条　資金の貸付けを受けようとする者の当該資金融資に係る連帯保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴しない。

２　資金の貸付けを受けようとする者は、保証協会において担保の提供を求められたときは、当該担保を提供しなければならない。

（返還）

第９条　市長は、資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金及び利子補給金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽、その他不正な手段により資金の貸付けを受けたとき。

(2) 貸付金の償還を怠ったとき。

(3) 事業を廃止又は休止したとき。

（損失の補償）

第１０条　市長は、この条例に基づく融資について保証協会が損失を生じた場合、その金額の２割以内の額をもって補償するものとする。ただし、保証協会の被った損失が保証協会の故意若しくは重大な過失によると認める場合は、その損失に対して補償しない。

（委任）

第１１条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（勝浦市中小企業資金融資条例の廃止）

２　勝浦市中小企業資金融資条例（昭和３５年勝浦市条例第１６号）は廃止する。

（経過措置）

３　この条例により廃止前の勝浦市中小企業資金融資条例の規定により貸付けを受けた資金は、この条例の相当規定により貸付けを受けた資金とみなす。

附　則（平成１５年３月２５日条例第１２号）

（施行期日）

１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に、改正前の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の規定により貸付けを受けた資金に係る損失の補償については、なお従前の例による。

附　則（平成１９年３月２６日条例第７号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２５日条例第１７号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月１７日条例第１９号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の規定は、令和６年３月１５日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の勝浦市中小企業資金の融資に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申込みがされる融資について適用し、令和６年３月１４日以前に申込みがされた融資については、なお従前の例による。

別表（第４条）

資金の種類	区分	融資限度額	融資期間	償還方法
事業資金	運転資金	700万円	5年以内	割賦返済
	設備資金	1,500万円	10年以内	割賦返済
小口零細企業保証資金	運転資金	700万円	5年以内	割賦返済
	設備資金	1,250万円	10年以内	割賦返済

備考　小口零細企業保証制度資金の融資限度額は、運転資金及び設備資金を合わせて１，２５０万円とする。ただし、小口零細企業保証制度資金の融資を受けようとする場合において、保証協会の保証を受けた融資の元本の残高があるときは、１，２５０万円から当該残高を減じて得た額とする。